

平成〇年〇月〇日  
環廃産発第 xxxxxxx 号

〇〇（企業／団体名）

〇〇（役職） 〇〇 〇〇 殿（代表者名）

環境大臣

山 本 公 一

### 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る行政代執行に対する支援について（依頼）

平素より、廃棄物問題への対応、とりわけ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進につきましては、多大なる御理解・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）に基づき、処理期限内の処理に向けて、あらゆる施策を動員して対策を進めているところです。特に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、同法に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国 5 カ所の拠点的広域処理施設において実施されているところ、立地自治体との約束に基づき、処理施設ごとの計画的処理完了期限が定められており、早いものでは平成 30 年度末、遅いものでも平成 35 年度末に期限が到来することとなっております。

しかしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任を有する保管事業者について、その不存在又は資力不足等により、その処分の目途が立たない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が一定数存在するなど、計画的処理完了期限の達成は必ずしも容易ではない状況にあります。一方、当該期限後は、JESCO の拠点的広域処理施設においては処理ができないため、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理は事実上困難となります。

このため、本年 5 月に公布、同 8 月に施行されたポリ塩化ビフェニル特別措置法の改正では、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限内の処理を確実なものとするための措置の一つとして、保管事業者に代わって自治体が行政代執行により JESCO に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分委託することができる旨が規定されました。

自治体が行政代執行を行う場合、その処分委託費用は処理責任を負う保管事業者に求償することが原則ですが、破産、死去、相続等により保管事業者が不明である場合や、資力不足の場合など、保管事業者の責任を徹底的に追求した上で、なお当該費用を徴収することが 困難と見込まれる事例も存在しております。

そのような場合に、自治体が事務執行に係る負担に加えて処分費用の全てを負担することとするのは必ずしも適当ではなく、行政代執行を行った自治体に対する支援が必要であると考えております。

このため、環境省においては、本年3月に「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方検討会」を設置し、検討を進めてきたところ、本年7月に取りまとめられた同検討会報告書において、独立行政法人環境再生保全機構に置かれている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」の制度的枠組を活用し、行政代執行を行った自治体に対する支援について、国及び産業界が協力して、別に改めて基金を造成することにより行うことが適当とされました。また、産業界の協力については、ポリ塩化ビフェニル特別措置法の規定を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル製造者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品の製造者に対し、これらの関係事業者にはポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関する法的責任はないことに留意しつつ、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニル含有製品を製造した者としての社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) に鑑み、社会貢献として応分の協力を広く求めることが適当であるとされました。

については、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限内の確実な処理に係る自治体支援の必要性について御理解いただいた上で、**貴社／貴団体**におかれては、別添を踏まえ、新たに造成する基金への出えんについてご協力を賜りますよう、お願いいたします。

(以上。)

(別添) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方について

1. 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）第 13 条の規定に基づく行政代執行に要する費用については、保管事業者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合に限り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて支援を行うものとする。
2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金のうち行政代執行に対する支援に係る部分については、国及び関係事業者の出えんにより造成するものとする。
3. 関係事業者の出えんによる基金の造成分に関しては、
  - ① 行政代執行の対象事案として既に把握されているものと今後の見込み事案数を踏まえ、行政代執行に必要な額として今後必要と見込まれる額を 12 億円と見込み、この 2 分の 1 に相当する額を関係事業者の協力により積み上げることを目標として、
  - ② ポリ塩化ビフェニル特別措置法第 22 条の規定に基づき、個別に、又は関係業界を通じて、関係事業者に対して、別記のとおり広く協力を求める。
4. 関係事業者にはポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る法的義務はないことから、関係事業者による行政代執行基金への出えんは、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第 4 条及び第 22 条の規定を踏まえた社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）に鑑み、社会貢献の観点からの任意の協力として位置付けるものとする。

（※）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金が置かれている（独）環境再生保全機構は特定公益増進法人に認定されているため、当該基金への出えんについては、一般寄附の損金算入限度枠とは別枠で損金算入が可能。
5. 行政代執行に今後必要となる見込額については、掘り起こし調査を早急に進めつつ、国において速やかに精査を行うものとする。この結果、上記 3. ①の造成目標額の上乗せが必要となった場合の取扱いについては、改めて関係者と協議するものとする。また、事業終了後、基金に残額が生じた場合には、その出えん割合に応じて関係事業者に残額を返納するものとする。
6. 行政代執行支援に対する支援に係る基金の運営状況については、基金に出えんした関係事業者に対して毎年報告を行うものとする。

(別記)

### 毎年度の出えんの目安

一口 10 万円とし、各関係事業者の企業規模に応じて以下の口数を目安として、平成 29 年度から 3 年間分として、基金への出えんについて御協力をお願いしたい。

以下の口数はあくまでも目安であり、御協力いただける場合の実際の口数や具体的な出えんの方法（例えば、関係業界団体を通じた出えん、グループ企業での一体的な出えん、3 年間分一括又は年度ごとの出えん等）については、各関係事業者の個別の状況に応じて、それぞれの任意の御判断によるものとする。

大企業（資本金 100 億円以上）	150 口以上／年×3 年間分
大企業（資本金 100 億円未満）	25 口以上／年×3 年間分
中小企業	5 口以上／年×3 年間分

※ 中小企業の定義は、資本金 3 億円未満又は従業員 300 人未満の企業とする（中小企業基本法）。

(参考) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)

(抄)

(定義)

第 2 条 (略)

2 (略)

3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品 (これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

4～6 (略)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第 4 条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第 22 条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。